

## 監 査 報 告 書

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第38条第2項に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度における業務について監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、法人の役員及び職員並びに監査室と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、国立大学法人愛媛大学監事監査規則等に従い、役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、法令に基づき文部科学大臣に提出する書類を調査しました。そして、学長等から法人の運営状況を聴取したほか、各部局等の長等から業務執行状況及び中期計画・年度計画の進捗状況を聴取するとともに、書面により監査を実施しました。また、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が国立大学法人法、準用通則法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備状況について、資料をもとに調査しました。

さらに、会計監査人の職務遂行の適正確保体制に係る通知並びに会計監査人が実施した監査の方法及び結果について報告を受け、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）及び予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムについて、業務方法書の変更整備は適切に行われており、また、法人の業務運営において運用されていると認めます。
- (3) 役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- (4) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (7) 事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成27年6月23日

国立大学法人愛媛大学

監 事 川 合 研 児 ㊟

監 事 川 中 康 ㊟